

日本学生支援機構 貸与奨学金緊急・応急採用及び 給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で家計が急変し、日本学生支援機構の奨学金を希望する学部1・2年生は、学生支援課経済支援係まで申し出てください。

(学部3年生以上・大学院学生は、所属学部・研究科の奨学金担当係へ申し出てください。)

記

1. 対象者

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害内容、災害救助法適用地域及び適用日

災害	災害救助法適用地域	適用日
令和2年台風第14号に伴う災害	【東京都】 島しょ三宅村、島しょ御蔵島村	令和2年 10月10日
令和2年12月16日からの大雪による災害	【新潟県】 南魚沼市、南魚沼郡湯沢町	令和2年 12月17日
令和3年1月7日からの大雪による災害	【秋田県】 横手市、湯沢市、大仙市、 仙北市、仙北郡美郷町、雄 勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬 村 【新潟県】 長岡市、十日町市、糸魚川 市、妙高市、上越市、柏崎 市 【福井県】 福井市、あわら市、坂井市、 大野市、勝山市	令和3年 1月 7～10日

	<p>【富山県】 砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市</p>	
<p>令和3年福島県沖を震源とする地震による災害</p>	<p>【福島県】 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町</p>	<p>令和3年 2月13日</p>
<p>令和3年栃木県足利市における大規模火災による災害</p>	<p>【栃木県】 足利市</p>	<p>令和3年 2月23日</p>
<p>令和3年新潟県糸魚川市における地滑りにかかる被害地域</p>	<p>【新潟県】 糸魚川市</p>	<p>令和3年 3月4日</p>
<p>島根県松江市における大規模火災にかかる被害地域</p>	<p>【島根県】 松江市</p>	<p>令和3年 4月1日</p>
<p>令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる被害地域</p>	<p>【静岡県】 熱海市 【鳥取県】 鳥取市 【島根県】 松江市、出雲市、安来市、雲南市 【鹿児島県】 出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町</p>	<p>令和3年 7月3日 ～</p>
<p>台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害</p>	<p>【青森県】 むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村</p>	<p>令和3年 8月10日</p>
<p>令和3年8月11日からの大雨による災害</p>	<p>【広島県】 安芸高田市、山県郡北広島町、三次市、広島市（全区） 【佐賀県】 武雄市、嬉野市、杵島郡大町町</p>	<p>令和3年 8月11日 ～</p>

<p>【福岡県】 久留米市、八女市、みやま市</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町</p> <p>【長野県】 岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町</p> <p>【長崎県】 雲仙市、南島原市</p>	
---	--

※適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。

日本学生支援機構ホーム>奨学金>申込方法>緊急採用・応急採用>災害救助法適用地域>1年以内の災害救助法適用地域

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

各奨学金の制度については下記リンク先を参照ください。

- ①緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）
- ②応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

③家計急変採用（給付奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

④JASSO 支援金（一時金）

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

4. 提出書類

罹災証明書、及び各種奨学金案内にて指定されたもの

5. 書類請求・申請期限

家計急変事由発生月を起点とする各種期限は以下の通りです。

区分	書類請求期限	申請期限
家計急変採用	事由発生から1か月以内	事由発生から3か月以内
緊急・応急採用	事由発生から8か月以内	事由発生から1年以内
JASSO 支援金	事由発生から4か月以内	事由発生から6か月以内

6. 書類請求・お問い合わせ

学生支援課経済支援係

電話：022-795-7816

メールアドレス：shogaku*grp.tohoku.ac.jp（*を@に置き換えてください。）

学部3年生以上は所属学部・研究科の奨学金担当係までお問い合わせください